

令和 6 年 6 月 1 0 日

見附市議会議長 様

見附市議会議員

佐々木 志津子

一 般 質 問 通 告 書

下記のとおり質問したいので、会議規則第 6 1 条第 2 項の規定により通告します。

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)

【 1 】 困難な問題を抱える女性への新法施行後における対応について

答弁を求める者 市長

1 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(資料①)が本年 4 月に施行され、ふた月以上が経過した。法施行後における当市の「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった支援策を明確にし、伴走型の仕組みをどう構築していくのか昨年 12 月議会に続き改めて伺いたい。

(1) 本年 3 月に法の義務規定となっていることから新潟県が「新潟県困難な問題を抱える女性支援及び配偶者等暴力防止・被害者支援基本計画」(資料②)を策定したが、当市の具体的な取り組みと施策に対する所見を伺う。

ア 県が計画策定前に実施した市町村への実態調査で、当市での事業推進における課題は何であったのか伺いたい。

イ 1 2 月議会の市長答弁を受け、努力義務となっている市町村基本計画については、「国における方針を確認し、策定が義務化された県の方向性を見ながら、計画策定は望ましいと認識しているが市独自の計画策定の是非を判断していきたい」との事であったが、現段階における市長の是非の判断のお考えを改めて伺いたい。

ウ 相談しやすい体制づくりの為に、研修を受けた女性相談支援員を市民税務課に配置されたが、女性相談支援員にはどういったスキルが必要で、こういった職務を求められているのか伺い

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

No. 1



たい。また、相談しやすい体制づくりとはどういったものかお尋ねしたい。

エ 県が策定した計画には、女性支援法の目的や理念に定める「女性の人権尊重と擁護」「男女平等」「女性の福祉増進」のもと、困難な問題に直面している女性に対し、早期の把握から相談・一時保護・自立に至るまで、よりきめ細やかで切れ目のない施策の充実に努めるとの基本理念が謳われている。法に定める本市における早期の把握から自立に至るまでの施策を、どこと連携して推進していくのか具体的に伺う。

オ 相談内容によっては、民間の関係団体・医療機関や警察など、関係機関との連携も不可欠である。困難な課題を抱える女性を支援する為には、庁内横断的な取り組みはもとより、関係機関を交え情報を共有する調整会議的なものも必要ではないかと12月議会で問い、答弁では「重層的支援体制整備事業で調整会議を設置しているので、それを活用するか、また別の困難な女性に関する調整会議を開催するのか、これから考えていきたい」との事であった。この女性支援新法は、複雑に絡む福祉的要素だけではなく、女性のあらゆる困難な課題に寄り添い支援する法律です。結論は出されたのでしょうか。改めてその必要性について見解をおたずねしたい。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（議員立法）のポイント

参考資料1

- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（新法）（令和6年4月1日施行）

■ 目的・基本理念

= 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■ 国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■ 教育・啓発

■ 調査研究の推進

■ 人材の確保

■ 民間団体援助

■ 国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■ 都道府県基本計画等

⇒施策の実施内容

■ 支援調整会議（自治体）

⇒関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター

（旧名：婦人相談所）

女性相談支援員

（旧名：婦人相談員）

女性自立支援施設

（旧名：婦人保護施設）

民間団体との「協働」による支援

- 支援対象者の意向を勧案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援
- ⇒官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■ 国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則

（主な規定）

第1条 目的
第2条 定義
第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分

（主な罰則）

第5条 勧誘等
第6条 周旋等
第11条 場所の提供
第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分

（主な規定）

第17条 補導処分
第18条 補導処分の期間
第22条 収容

廃止

第4章 保護更生

（主な規定）

第34条 婦人相談所
第35条 婦人相談員
第36条 婦人保護施設
第38条 都道府県及び市の支弁
第40条 国の負担及び補助

存続

「新潟県困難な問題を抱える女性支援及び配偶者等暴力防止・被害者支援基本計画」概要版

◎「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（新法）の成立に伴い、新たに都道府県「基本計画」の策定が義務付けられたもの。
国の「基本方針」に即し、「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」（既存計画）と一体的に策定します。

1 計画策定の背景

新法の成立

○これまでの女性支援：「売春防止法」（S31公布）に基づく**婦人保護**
【目的】売春をなすおそれのある女子の保護更生

◆**女性をめぐる課題**は、
生活困窮・性暴力等被害、家庭関係破壊など**複雑化、多様化、複合化**

◆**コロナ禍**によりこころした課題が顕在化し、
孤独・孤立対策の視点を含め、**新たな女性支援強化**が喫緊の課題

◎「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく**女性支援**
（令和4年5月成立、令和6年4月1日施行 ※議員立法）

【目的】**女性の福祉、人権の尊重や擁護、男女平等**
【施策】教育・啓発、調査研究の推進、人材の確保、民間団体援助等
【計画】都道府県は、国の「基本方針」に即し、
「基本計画」を定めなければならない

※政策的に関係の深い「配偶者暴力防止等法計画」と一体的に策定できる
【主な義務規定】

法律（条文）	県	市町村
8条	基本計画の策定	義務
11条	女性相談支援員	義務
15条	支援調整会議	努力義務
19条	民間団体への援助	努力義務

新潟県の現状（相談対応状況）

○**県女性福祉相談所**

相談件数は年々増加傾向

相談件数は年々増加傾向

相談件数は年々増加傾向

相談件数は年々増加傾向

相談件数は年々増加傾向

相談件数は年々増加傾向

相談件数は年々増加傾向

相談件数は年々増加傾向

相談件数は年々増加傾向

相談件数は年々増加傾向

相談件数は年々増加傾向

相談件数は年々増加傾向

相談件数は年々増加傾向

相談件数は年々増加傾向

相談件数は年々増加傾向

相談件数は年々増加傾向

相談件数は年々増加傾向

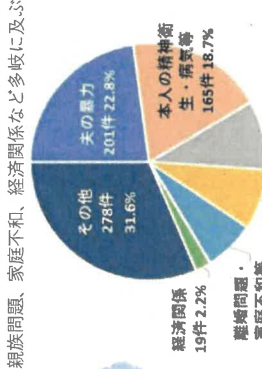
相談件数は年々増加傾向

相談件数は年々増加傾向

相談件数は年々増加傾向

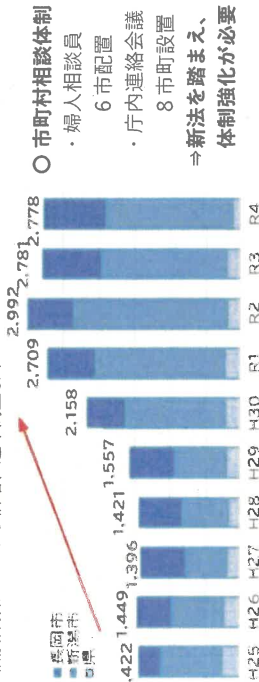
相談件数は年々増加傾向

相談内容は、夫の暴力等、本人の精神や病気、
親族問題、家庭不和、経済関係など多岐に及ぶ



○**配偶者暴力相談支援センター**

相談件数はH25から倍増、近年高止まり



2 計画策定の趣旨等

新潟県困難な問題を抱える女性支援基本計画

女性が抱える問題が多様化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に即した適切な支援を包括的に提供し、女性が安心して自立して暮らせる社会の実現に寄与すること

配偶者等暴力防止・被害者支援基本計画

配偶者等からの暴力のない社会を目指して、配偶者等暴力の防止と被害者の保護及び自立支援に取り組むこと

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」

第8条第1項に基づく県の基本計画

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第1項に基づく県の基本計画

令和6年度～令和10年度（5年間）

毎年度、計画の点検・評価を実施

3 計画の基本的な考え方

基本理念

「人権の尊重と擁護」
「男女平等の実現」
「女性の福祉の増進」

◎ 困難な問題に直面している女性に
対し、早期の把握から相談、一時保
護、自立支援に至るまで、よりきめ
細やかで、切れ目のない施策の充実に
努めます。

◎ DVは犯罪となる行為を含む重大
な人権侵害であることから、配偶者
等からの暴力のない社会を目指して、
配偶者等からの暴力の防止と被害者
の保護等の支援に取り組めます。

取組の
方向性

○県民に身近な相談窓口である市町村の相談体制の構築（相談員配置、調整会議開催等）を支援します。
○民間団体と連携・協働し、民間団体の知見やノウハウを活用しながら支援を実施します。
○市町村、関係機関、民間団体が早期にかつ円滑な支援ができるよう、支援調整会議（代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議）を活用し、情報共有・連携強化を図ります。

「困難な問題を抱える女性」とは

女性は「女性であること」により、
性暴力や性的虐待等の被害により遭
遇しやすい状況にあることや、予期
せぬ妊娠等の女性特有の問題が存す
ことのほか、不安定な就労状況や
経済的貧困、孤立などの社会的・経
済的困窮等に陥るおそれがあります。

これまでの検討状況

R5.5月 民間団体ヒアリング
R5.6月 県民意識調査
市町村への実態調査
策定委員会（第1回）
民間団体ヒアリング
R5.11月 策定委員会（第2回）

＜策定委員会の構成員＞

学識経験者、医療・司法・人権等関係
機関、民間支援団体、市町村等

基本目標

I すべての女性が個人として尊重され、
自立して暮らすことができる社会の実現

- 1 人権の尊重と擁護
- 2 男女平等社会の実現
- 3 DV防止にかかると人権擁護

II 安心して相談できる窓口の充実

- 1 県における相談体制の強化
- 2 市町村の相談体制の強化に向けた支援
- 3 情報発信の強化

III 一人ひとりの困りに応じた支援の強化

- 1 DV被害者への支援
- 2 若年女性への支援
- 3 生活・住宅・就労等の支援
- 4 孤独・孤立防止に向けた支援
- 5 犯罪被害防止に向けた支援

IV 関係機関・民間団体との連携・協働の推進

V 二次被害防止・適切な苦情対応